

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組

地公労確定交渉速報①

2024年10月29日 全組合員配布

○月例給・一時金勧告通り増額提案

○地域手当見直し 1.5%→1.0%

4月からは実質的な賃金削減に他ならない

10月28日に第1回地公労確定期人事課長交渉が行われた。冒頭、今井地公労議長は、「給与改定は増額となったが、実質賃金に追いついていない。地域手当を含む諸手当に課題がある。また、長時間労働についても過労死基準超えが多くなっているなか、報告では管理職のマネジメントに留まり、人員課題に触れられていなかった。実行性のある策を求める」と人事課長へあいさつをした。基本的事項として、「勤務条件については、信頼関係を維持しながら合意形成をはかっていく」「限られた時間の中で誠意を持って話し合っていきたい」と確認し、交渉がスタートした。提案内容は以下の通り。

I 給与改定

1. 給料表・諸手当 人事委員会勧告どおり改定する。

勤勉手当について

(1) 一般職員（期末・勤勉手当それぞれ0.05月引上げ）

区分		2024年度	2025年度以降	2024年度(改訂前)
6月	期末手当	1.225月	<u>1.25月</u>	1.225月
	勤勉手当	1.025月	<u>1.05月</u>	1.025月
12月	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.25月</u>	1.225月
	勤勉手当	<u>1.075月</u>	<u>1.05月</u>	1.025月
計		<u>4.60月</u>	<u>4.60月</u>	4.50月

(2) 再任用職員（期末・勤勉手当0.025月引上げ）

区分		2024年度	2024年度以降	2024年度(改訂前)
6月	期末手当	0.675月	<u>0.6875月</u>	0.675月
	勤勉手当	0.50月	<u>0.5125月</u>	0.50月
12月	期末手当	<u>0.70月</u>	<u>0.6875月</u>	0.675月
	勤勉手当	<u>0.525月</u>	<u>0.5125月</u>	0.50月
計		<u>2.40月</u>	<u>2.40月</u>	2.35月

※勤勉手当支給率：24年度分は24年12月1日、25年度以降分は25年4月1日より実施

(3) 寒冷地手当

ア 寒冷地手当の月額を次のとおり改定する

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円(17,800円)	11,400円(10,200円)	8,200円(7,360円)

イ 支給地域は勧告の通り

支給地域に該当しないこととなる地域にかかる支給額について、経過措置を講ずる。

世帯等の区分	支給月額		
	R6改訂後	7年度	8年度
世帯主である職員（扶養親族あり）	19,800円	13,200円	6,600円
世帯主である職員（その他）	11,400円	4,800円	0円
その他の職員	8,200円	1,600円	0円

2. 実施時期 2024年4月1日

II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

1. 給料表

人事委員会勧告どおり改定する。人事委員会勧告どおり新給料表への切替を実施する。

2. 諸手当

人事委員会勧告どおり改定する。

(1) 扶養手当 月額を次のとおり改定する。

扶養親族		現行	25年度	26年度
配偶者	行(一)7級以下	6,500円	3,000	廃止
	行(一)8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500	13,000円

(2) 地域手当

県内地域の支給割合を1.0%とする。

(3) 通勤手当

支給限度額を月15万円に引上げ 新幹線鉄道等に係る支給要件を緩和

(4) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

地域手当、住居手当、特勤手当（同手当に準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を新たに支給する。

3. 実施時期

2025年4月1日

賃金改定について、勧告どおりの増額提案となったものの、物価高により実質賃金はあがっていない。地域手当の見直しについて、4月からの給与について公民較差の均衡がはかられないと迫及したが、「人事委員会の判断を尊重した」「4月からの較差については、来年度の給与改定で何らかの形で解消されると考えている」という回答に終始した。

交渉では、賃金改善の他、各種手当課題、ワーク・ライフ・バランスの推進、人員課題等の地公労要求書の重点課題についてやりとりを行った。前進ととれる回答はなかったものの、次回交渉へ継続協議とし、課題意識を強烈に植え付ける交渉となった。

長時間労働のやりとりの中で、「当然のことながら、過労死はあってはならない」と再度確認した。知事部局では時間外勤務時間について、9月時点で年間720時間超（ペース）が42人いると報告されたが、教職員については時間外勤務の時間は減少傾向にあるとの回答に留まり、人数の報告は次回に持ち越された。知事部局・教育ともに、減らされすぎた人員で限界が来ているのが実情。特に教育現場では、標準定数法があるにもかかわらず、欠員が生じていることは法令違反の状況と言わざるを得ない。

この後も、地公労・新教連ともに2回の交渉を予定している。賃金改善を勝ち取るとともに、長時間労働是正、適切な人員配置など要求実現に向け、とりくんでいく。

○要求実現に向けてご協力お願いいたします○

<とりくみ要請中>

指示44号 知事宛大型ハガキ

(11月1日(金)までに高教組本部へ郵送)

今後の交渉

10月30日(水) 新教連確定交渉①

11月6日(水) 地公労確定交渉②

11月12日(火) 新教連確定交渉②

11月13日(水) 地公労確定交渉③